

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

法務省2-(3)

| | |
|-------------------------------|--|
| 施策名 | 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 |
| 担当部局名 | 大臣官房司法法制部審査監督課 |
| 施策の概要 | 国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。 |
| 政策体系上の位置付け | 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 (I-2-(3)) |
| 達成すべき目標 | 認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適切な審査を行い、民間紛争解決手続 ¹⁾ の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ²⁾ 数の増加を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） ³⁾ は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言している。 国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続 ⁴⁾ を選択し、そのサービスを受けることができるようにするためには、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから、その手続を業務とする認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。 |
| 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） II-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） II-第1-8-(2)-イ ⁵⁾ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号） ⁶⁾ |
| 政策評価実施予定時期 | 令和5年8月 |

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | |
|--------------------|-----|----------|-----|-----|-----|
| | | 基準年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 1 活動中の認証紛争解決事業者の総数 | 140 | 27年度 | 160 | 164 | 168 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とはいえない状況にある。

そのため、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ、多様な事業者からの認証申請を促進するとともに、適正な認証の審査を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。

そして、事業者が事前相談を受けてから認証申請に至るまでにはある程度の期間を要することから、本測定指標を用いた評価を3年後とした。

なお、認証紛争解決事業者が有する特殊性に鑑み、認証事業者数の増加のみを目的としてやみくもに勧誘・認証を行うのが相当とは考えられないことなどから、認証申請を検討している者からの相談件数を、参考指標とした。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|---------------------|----------|------|------|------|-----|-----|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 活動中の認証紛争解決事業者の総数 | 140 | 148 | 149 | 157 | 集計中 | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 認証申請を検討している者からの相談件数 | 23 | 23 | 27 | 27 | 集計中 | | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------|-----------------|------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①裁判外紛争解決手続(A DR)認証制度実施 (平成19年度) | 12百万円 (11百万円) | 10百万円 (9百万円) | 9百万円 | 11 百万円 | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査・指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 認証の申請を検討している者を対象として、申請の手続を適正円滑に行うことができるよう、申請書類等を提出する前に、その内容についての相談を行っている。 | | | | - | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 |
|------------|-----------|------------------|-----------------|------------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | | 12百万円 (11百万円) | 10百万円 (9百万円) | 9百万円 |

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)は、民間紛争解決手続の業務

につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効の完成猶予等に係る特例が認められるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>）。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）

Ⅱ－第1－8－(1) ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「認証紛争解決手続」

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。

*5 「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）

Ⅱ－第1－8－(2)－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）

*6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることに鑑み、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の完成猶予等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。